

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成23年10月13日(2011.10.13)

【公表番号】特表2010-541163(P2010-541163A)

【公表日】平成22年12月24日(2010.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2010-051

【出願番号】特願2010-526999(P2010-526999)

【国際特許分類】

H 01 B	9/02	(2006.01)
C 08 L	23/08	(2006.01)
C 08 L	25/04	(2006.01)
C 08 K	3/04	(2006.01)
B 32 B	27/28	(2006.01)
B 32 B	27/30	(2006.01)

【F I】

H 01 B	9/02	B
C 08 L	23/08	
C 08 L	25/04	
C 08 K	3/04	
B 32 B	27/28	1 0 1
B 32 B	27/30	B

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月26日(2011.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

絶縁層と接触している絶縁シールド層を備えた電力ケーブルであって、絶縁シールド層は、主として少なくとも45重量%のエチレンコポリマー、表面積200~1,000m<sup>2</sup>/gのカーボンブラックおよび0.1重量%~20重量%のスチレン性ポリマーのブレンドを含み、絶縁層はポリオレフィンポリマーを含む、電力ケーブル。

【請求項2】

エチレンコポリマーがEVAコポリマーである、請求項1に記載の電力ケーブル。

【請求項3】

スチレン性ポリマーが、ポリスチレン、ポリ(メチルスチレン)、ポリ(エチルスチレン)、ポリ(イソプロピルスチレン)、ポリ(t e r t - ブチルスチレン)、ポリ(ジビニルベンゼン)、ポリ(クロロスチレン)、ポリ(ブロモスチレン)、ポリ(フルオロスチレン)、ポリ(メトキシスチレン)、およびポリ(エトキシスチレン)の少なくとも1つである、請求項2に記載の電力ケーブル。

【請求項4】

絶縁層のポリオレフィンポリマーが、ポリプロピレンホモポリマーまたはポリエチレンホモポリマーである、請求項1に記載の電力ケーブル。

【請求項5】

ポリオレフィンポリマーが直鎖状低密度ポリエチレンである、請求項1に記載の電力ケーブル。

